資料４

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について

（趣旨）
　東京ガスネットワーク株式会社（以下「東京ガスＮＷ」という。）から、令和５年２月８日付けで経済産業大臣宛てに託送供給約款の変更の認可申請があり、２月１４日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）委員長に対し意見の求めがあったところ、当該認可申請に係る委員会としての回答について御確認いただく。
　なお、今回の託送供給約款の変更の認可申請は、既存区域の減少（減区）を行うための申請となっている。

主なポイント

１．経緯
　東京ガスＮＷは、供給区域となっている所沢市の一部について、同市の土地区画整理事業により、道路線形が変更となり、供給区域の境界を判断することができなくなることから、区画整理後の新たな道路線形を考慮し、隣接する武州ガス株式会社（以下「武州ガス」という。）の供給区域とすることが合理的であると判断した。このため、当該一部の供給区域を減少する申請を行い、令和５年１月３１日付けでガス事業法第４０条の規定に基づき、供給区域の変更（区域減少）の許可を受けた。その際、委員会として経済産業大臣宛に異存ない旨の回答を行った（別添１）。
　今般、東京ガスNWから、上記の供給区域の変更を同社の託送供給約款に反映するため、令和５年２月８日付けで託送供給約款の変更の認可申請（ガス事業法第４８条第２項）が行われ、経済産業大臣より委員会委員長に対し意見の求めがあったもの。(同法第１７７条第１項第７号)。なお、本供給区域に係る東京ガスＮＷの供給区域の減少と武州ガスの供給区域の増加は同日の４月１日付けでなされる予定。

２．申請の概要
（ア）主な変更内容
　「(別表第１２）供給区域等」の一部変更

　(変更前)
　所沢市
　　大字荒幡のうち

字東向大谷
（略）
大字上安松のうち
字嶋台（柳瀬川以南），字長渕（西武鉄道池袋線以西），
字前屋敷（柳瀬川以南），字道下，
字道上（西武鉄道池袋線以南），
字清水久保（西武鉄道池袋線以南）
（略）
松が丘１丁目，松が丘２丁目

（変更後）
所沢市
大字荒幡のうち
字東向大谷
（略）
大字上安松のうち
柳瀬川以南と
西武鉄道池袋線以南（字谷戸崎を除く）のうち
北秋津・上安松土地区画整理事業範囲外と
北秋津・上安松土地区画整理事業範囲内の
市道 1-937 号線以東、市道 1-929 号線以南、市道 1-936 号線以東、
市道 1-965 号線以北、市道 1-927 号線以東、市道 1-430 号線以東、
市道 1-428 号線以南、市道 1-925 号線以東、市道 1-923 号線以南、
市道 1-918 号線以東
（略）
松が丘１丁目，松が丘２丁目

（イ）実施期日
令和５年４月１日

３．認可申請に係る意見について
本申請の内容は、東京ガス NW が、令和５年１月３１日付けでガス事業法第４０条の規定に基づき許可された供給区域の変更（区域減少）を同社の託送供給約款に反映するものであり、それ以外の条件の変更はない。また、以下のとおり、同内容は、ガス事業法第４８条第４項第２号、第５号及び第６号に照らし、ガス事業法上の託送供給約款の変更の要件に適合していると認められる（別添２。なお、同項第１号、第３号及び第４号については、本申請に係る約款の変更による影響を受けない。）。

（１）「第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」（ガス事業法第４８条第４項第２号）について

本供給区域に東京ガスネットワーク株式会社からガスの供給を受けている需要家は存在しない。そのため、本供給区域が東京ガスネットワーク株式会社の供給区域外となることでガスの使用を妨げられる使用者や、料金水準の変更などにより供給条件の不利益変更を余儀なくされる使用者もいないことから、供給区域の減少を行っても本供給区域のガスの使用者の利益が損なわれない。こうしたことから、供給区域におけるガスの使用者に対して小売供給を実施する特定のガス供給事業者に影響を及ぼすものではないため、ガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないと言える。

（２）「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。」（ガス事業法第４８条第４項第５号）について

上記のとおり、同区域に東京ガスネットワーク株式会社からガスの供給を受ける需要家はいないこと、また、特定のガス供給事業者に影響を及ぼすものでもないことから、本申請は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないと言える。

（３）「前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと」（ガス事業法第４８条第４項第６号）について

現行の本供給区域に東京ガスネットワーク株式会社からガスの供給を受けている需要家は存在しない。また、所沢市の土地区画整理事業により本供給区域における道路線形が変更となることに伴い供給区域の境界を判断することができなくなり、ひいては二事業者の供給区域にまたがって将来需要家が存在し混乱が生じることを防ぐために、供給区域を整理する必要がある。この観点について、本供給区域の減少は、本供給区域に係る東京ガスネットワーク株式会社の供給区域の減少と武州ガス株式会社の供給区域の増加が同日付でなされる予定でありガスの供給区域外となる地域は生じないことから、実質的には一般ガス導管事業者の供給区域を整理する意味を有するものである。したがって、今般の託送供給約款変更認可申請は、公共の利益の増進に支障はない。

以上を踏まえ、当委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨、回答することとしたい（別添３）。

＜参考条文＞

ガス事業法

（許可の基準）

第三十七条　経済産業大臣は、第三十五条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一　その一般ガス導管事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。

二　その一般ガス導管事業のガス工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。

三　その一般ガス導管事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

四　その一般ガス導管事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

五　その一般ガス導管事業の計画の実施が確実であること。

六　その他その一般ガス導管事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

（許可証）

第三十八条　経済産業大臣は、第三十五条の許可をしたときは、許可証を交付する。

２　許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（略）

四　供給区域

（略）

（供給区域の変更）

第四十条　一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

２　第三十七条及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。）に準用する。

（託送供給約款）

第四十八条　　一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

２　前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場

合に準用する。

（略）

４　経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四　一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

第１　審査基準

（６）法第３５条の一般ガス導管事業の許可

法第３５条の一般ガス導管事業の許可の基準については、法第３７条に定められているとおりであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

①　法第３７条第１号関係

一般ガス導管事業の開始が、その供給区域におけるガスの供給の要請に応じて行われるものであるか否かを判断するものとする。

②　法第３７条第２号関係

「ガス工作物の能力」とは、ガスの供給の最大能力であり、設備能力をもって判断するものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か否かの判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するものとする。

③　法第３７条第３号関係

設備の二重投資及び過剰投資を排除する趣旨で設けられている規定であり、既存の一般ガス導管事業者との関係においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、申請に係る事業者自身においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、という２点から判断するものとする。

④　法第３７条第４号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また「技術的能力」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等によって判断するものとする。

⑤　法第３７条第５号関係

「計画の実施が確実であること」とは、一般ガス導管事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

⑥　法第３７条第６号関係

第１号から第５号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の増進に資するか否かを判断するものである。例えば、同一供給区域の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。

また、本号に基づき申請者が暴力団員等でないこと、法人にあってはその役員のうちに暴力団員等がないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であるか否かを判断するものとする。

なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

（８）法第４０条第１項の供給区域の変更の許可

法第４０条第１項の供給区域の変更の許可については、同条第２項において法第３７条の規定を準用していることから、当該許可の基準に関しては、上記（６）を準用するものとする。

＜（別表第１２）供給区域等＞

現行の小売託送供給約款	備　考
（別表第１２）供給区域等 この別表第 12 は、2023 年２月５日から実施いたします。 １．供給区域	変　　更

変更後の小売託送供給約款
（別表第１２）供給区域等 この別表第 12 は、2023 年４月１日から実施いたします。 １．供給区域

＜１．供給区域（１）東京地区等＞

現行の供給約款		備　考
埼玉県	所沢市 大字荒幡のうち 字東向大谷 ・・・ 大字上安松のうち 字嶋台（柳瀬川以南），字長渕（西武鉄道池袋線以西）， 字前屋敷（柳瀬川以南），字道下， 字道上（西武鉄道池袋線以南）， 字清水久保（西武鉄道池袋線以南） ・・・ 松が丘１丁目，松が丘２丁目	変　　更

変更後の供給約款	
埼玉県	所沢市 大字荒幡のうち 字東向大谷 ・・・ 大字上安松のうち 柳瀬川以南と 西武鉄道池袋線以南（字谷戸崎を除く）のうち 北秋津・上安松土地区画整理事業範囲外と 北秋津・上安松土地区画整理事業範囲内の 市道 1-937 号線以東、市道 1-929 号線以南、市道 1-936 号線以東、 市道 1-965 号線以北、市道 1-927 号線以東、市道 1-430 号線以東、 市道 1-428 号線以南、市道 1-925 号線以東、市道 1-923 号線以南、 市道 1-918 号線以東 ・・・ 松が丘１丁目，松が丘２丁目

（参考2）令和5年1月31日付けで減少変更の許可を受けた区域（青色）

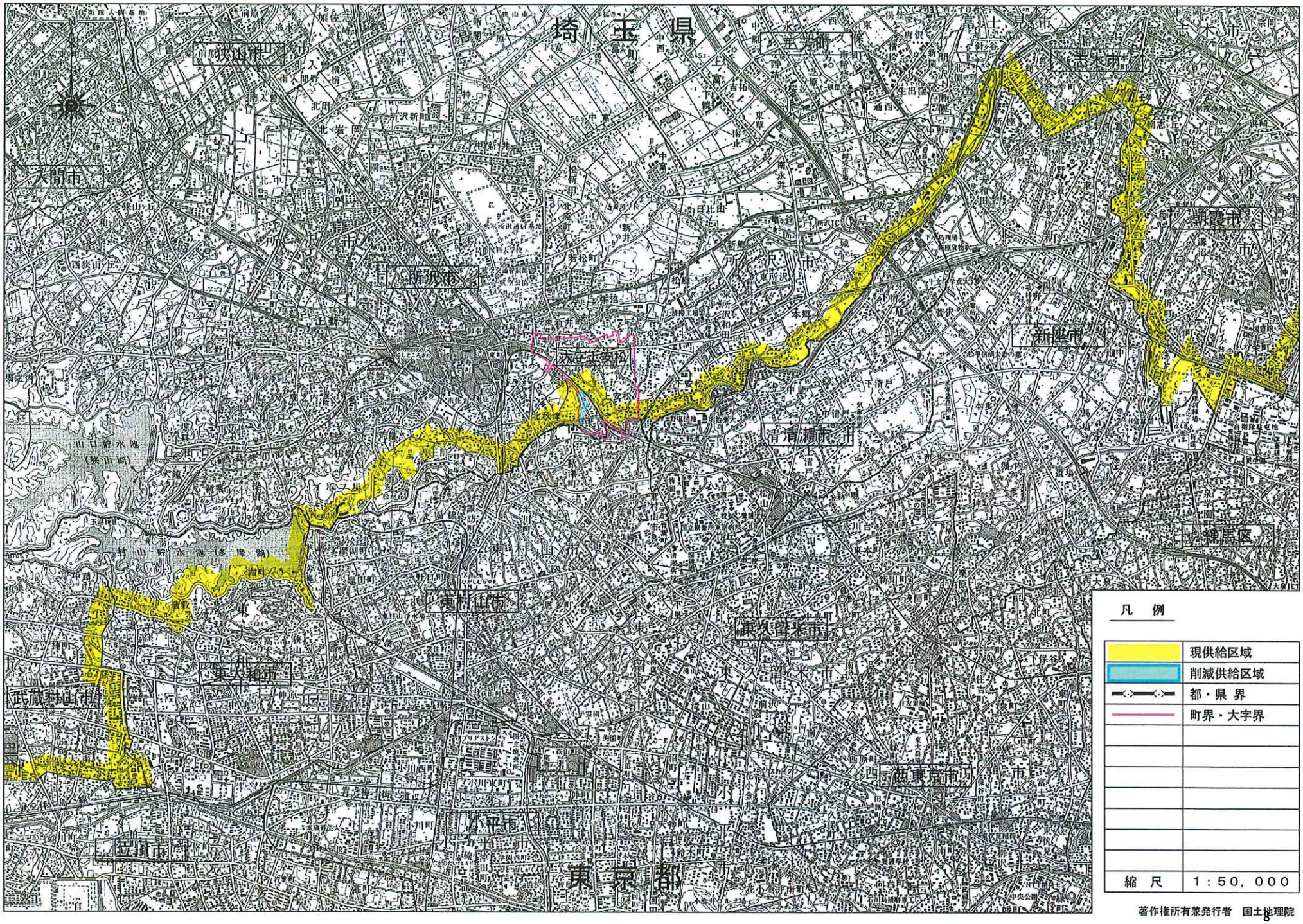

著作権所有兼発行者　国土地理院

(参考2) 令和5年1月31日付けで減少変更の許可を受けた区域（青色）

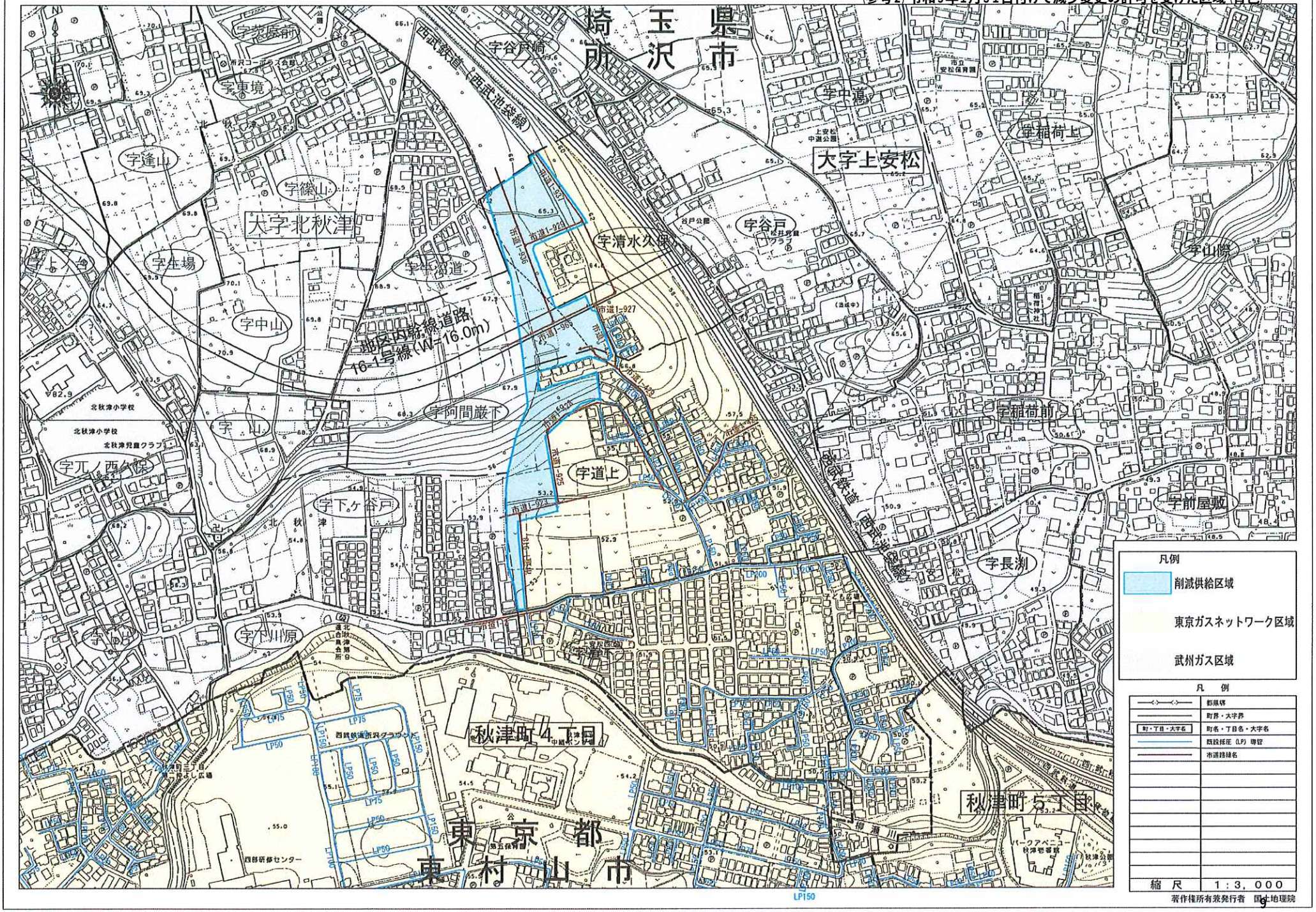

概要

１．申請内容について

本申請は、令和５年１月３０日付け２０２２１１２２資第３号をもって許可した供給区域の減少について、託送供給約款に反映するものであり、認可して差し支えないものと認められるため、ガス事業法第１７７条第１項第７号の規定に基づき、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行う。

（参考）許可した供給区域の減少について

所沢市都市計画のうち「北秋津・上安松地区」地区計画における土地区画整理事業によって街割りが変更され、東京ガスネットワークと武州ガスの隣接する供給区域において、土地区画整理後に想定される需要先が両社の供給区域にまたがることになったため、東京ガスネットワークの区域を減少して武州ガスの区域に追加することにより、両社をまたがる需要先が発生しないよう調整するもの。このうち、本省所管である東京ガスネットワークの区域減少について、令和５年１月３０日付け２０２２１１２２資第３号をもって許可したところ。

（対象供給区域図）

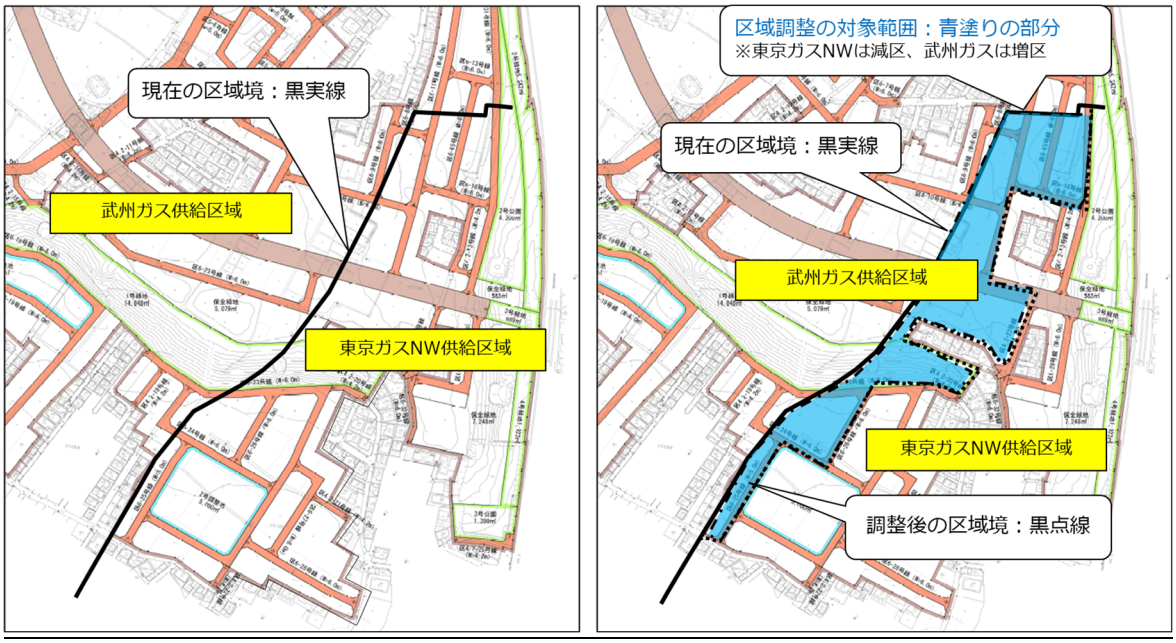

２．申請手続きについて

東京ガスネットワークは本省所管、武州ガスは関東経済産業局所管であり、各社の申請手続きはそれぞれ別に行うが、供給区域の重複が発生しないよう、東京ガスネットワークの区域減少の日と武州ガスの区域追加の日は同日とする（関東局と調整済み）。変更の日については、令和５年４月から土地区画整理事業による新設道路工事に伴う導管埋設工事が着手されることから令和５年４月１日とする。

申請概要

１．供給区域の変更

旧	新
所沢市 大字上安松のうち 字嶋台（柳瀬川以南）、字長渕（西武鉄道池袋線以西）、字前屋敷（柳瀬川以南）、字道下、字道上（西武鉄道池袋線以南）、字清水久保（西武鉄道池袋線以南）	所沢市 大字上安松のうち 柳瀬川以南と西武鉄道池袋線以南（字谷戸崎を除く）のうち北秋津・上安松土地区画整理事業範囲外と北秋津・上安松土地区画整理事業範囲内の市道1-937号線以東、市道1-929号線以南、市道1-936号線以東、市道1-965号線以北、市道1-927号線以東、市道1-430号線以東、市道1-428号線以南、市道1-925号線以東、市道1-923号線以南、市道1-918号線以東

２．申請理由

令和５年１月３０日付け２０２２１１２２資第３号をもって許可された供給区域の変更の内容を託送供給約款の記載に反映するもの。

３．認可基準の適合性について

本申請は、許可された供給区域の変更を託送供給約款に反映するものであり、供給区域の記載以外の変更はなく、ガス事業法第４８条第４項に規定する基準に適合するものである。

①「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」（ガス事業法第４８条第４項第１号）について

供給区域以外の変更はない。

②「第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。」（ガス事業法第４８条第４項第２号)について

供給区域以外の変更はなく、減少する区域については需要家が存在しない。

なお、造成後の将来需要については武州ガスの供給区域となる予定のため、武州ガスから供給を受けることが可能。

③「料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。」（ガス事業法第４８条第４項第３号）について

供給区域以外の変更はない。

④「一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。」（ガス事業法第４８条第４項第４号）について

供給区域以外の変更はない。

⑤「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。」（ガス事業法第４８条第４項第５号）について

供給区域以外の変更はなく、減少する区域については需要家が存在しない。

⑥「前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。」（ガス事業法第４８条第４項第６号）について

供給区域以外の変更はなく、減少する区域については需要家が存在しない。

なお、造成後の将来需要については武州ガスの供給区域となる予定のため、武州ガスから供給を受けることが可能。

経済産業省

官　　印　　省　　略
２０２３０１１０電委第３号
令 和 ５ 年 １ 月 ２ ３ 日

経済産業大臣　殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給区域の変更の許可について（回答）

令和５年１月１０日付け２０２２１１２２資第３号により、貴職から当委員会に意見を求められたガスの供給区域の変更の許可について、許可することに異存はありません。

【別添2】

託送供給約款の変更の認可について

電力・ガス取引監視等委員会事務局

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について、ガス事業法第48条第4項に照らし評価する。

■事業者名　:東京ガスネットワーク株式会社

■　事務局審査結果		
ガス事業法第48条第4項 4　経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。		
1	料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。	―
2	第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	本供給区域に東京ガスネットワーク株式会社からガスの供給を受けている需要家は存在しない。そのため、本供給区域が東京ガスネットワーク株式会社の供給区域外となることでガスの使用を妨げられる使用者や、料金水準の変更などにより供給条件の不利益変更を余儀なくされる使用者もいないことから、供給区域の減少を行っても本供給区域のガスの使用者の利益が損なわれない。こうしたことから、供給区域におけるガスの使用者に対して小売供給を実施する特定のガス供給事業者に影響を及ぼすものではないため、ガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないと言える。
3	料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。	―
4	一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	―
5	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	同区域に東京ガスネットワーク株式会社からガスの供給を受ける需要家はいないこと、また、特定のガス供給事業者に影響を及ぼすものでもないことから、本申請は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない。
6	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	現行の供給区域に東京ガスネットワーク株式会社からガスの供給を受けている需要家は存在しない。また、所沢市の土地区画整理事業により本供給区域における道路線形が変更となることに伴い供給区域の境界を判断することができなくなり、ひいては二事業者の供給区域にまたがって将来需要家が存在し混乱が生じることを防ぐために、供給区域を整理する必要がある。この観点について、本供給区域の減少は、本供給区域に係る東京ガスネットワーク株式会社の供給区域の減少と武州ガス株式会社の供給区域の増加が同日付でなされる予定でありガスの供給区域外となる地域は生じないことから、実質的には一般ガス導管事業者の供給区域を整理する意味を有するものである。したがって、今般の約款変更認可申請は、公共の利益の増進に支障はない。
■　事務局の審査結果		
申請内容について、ガス事業法第48条第4項第2号、第5号及び第6号に照らし、適合していると認められる。		

【別添３】

経済産業省

官　　印　　省　　略
２０２３０２１４電委第１号
令 和 ５ 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣　殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について（回答）

令和５年２月１４日付け２０２３０２０８資第７号により、貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可について、許可することに異存はありません。

経　済　産　業　省

２０２３０２０８資第７号
令 和 ５ 年 ２ 月 １ ４ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

託送供給約款の変更の認可について

ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第１７７条第１項第７号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第４８条第２項に規定する託送供給約款の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第45（第65条関係）

託送供給約款変更認可申請書

504-2022：189
2023年 2月 8日

経済産業大臣　殿

東京都港区海岸一丁目５番２０号
東京ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長　　野畑邦夫

ガス事業法第４８条第２項の規定により、次のとおり託送供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙のとおり
実施期日	2023年４月１日

添　付　書　類

1　変更を必要とする理由

2　新旧供給約款対照表

変更を必要とする理由

埼玉県所沢市において，隣接する武州ガス株式会社と供給区域の調整（当社が一部供給区域を削減し、その供給区域を武州瓦斯株式会社の供給区域とする）を行い，別途ガス事業法第 40 条第 1 に基づく供給区域変更の許可を受けております。（令和 5 年 1 月 30 日付け 20221122 資第 3 号）

そこで上記変更内容を当社の託送供給約款に適用するべく本申請を行うものです。

新　旧　対　照　表

＜（別表第１２）供給区域等＞

現行の小売託送供給約款	備　考
（別表第１２）供給区域等 この別表第 12 は、2023 年２月５日から実施いたします。 １．供給区域	変　　更

変更後の小売託送供給約款
（別表第１２）供給区域等 この別表第 12 は、2023 年４月１日から実施いたします。 １．供給区域

＜１．供給区域（1）東京地区等＞

現行の供給約款		備　考
埼玉県	所沢市 大字荒幡のうち 字東向大谷 ・・・ 大字上安松のうち 字嶋台（柳瀬川以南），字長渕（西武鉄道池袋線以西）， 字前屋敷（柳瀬川以南），字道下， 字道上（西武鉄道池袋線以南）， 字清水久保（西武鉄道池袋線以南） ・・・ 松が丘１丁目，松が丘２丁目	変　　更

変更後の供給約款	
埼玉県	所沢市 大字荒幡のうち 字東向大谷 ・・・ 大字上安松のうち 柳瀬川以南と 西武鉄道池袋線以南（字谷戸崎を除く）のうち 北秋津・上安松土地区画整理事業範囲外と 北秋津・上安松土地区画整理事業範囲内の 市道 1-937 号線以東、市道 1-929 号線以南、市道 1-936 号線以東、 市道 1-965 号線以北、市道 1-927 号線以東、市道 1-430 号線以東、 市道 1-428 号線以南、市道 1-925 号線以東、市道 1-923 号線以南、 市道 1-918 号線以東 ・・・ 松が丘１丁目，松が丘２丁目